

日本ライフスタイル医学会 会則

第 1 章 総則

第 1 条：本学会は、日本ライフスタイル医学会（Japanese Society of Lifestyle Medicine）とする。略称をと JSLM とする。

第 2 条：本学会は American College of Lifestyle Medicine (ACLM)、British Society of Lifestyle Medicine (BSLM) 等の姉妹団体で、Lifestyle Medicine Global Alliance (LMGA)、The World Lifestyle Medicine Organisation (WLMO) 等と協力関係にある日本の学会とする。

第 3 条：本学会の事務局は、office@lifestylemedicinejapan.org とし、オフィスを構えるまでは、事務局住所は代表の勤務先住所等とする。

第 2 章 目的および事業

第 4 条：本会はライフスタイル医学の学理及びその応用に関する研究、知識の交換、会員相互間の研修を深め、もって我が国におけるライフスタイル医学・医療の発展及び国民の健康増進に寄与することを目的とする。

第 5 条：姉妹団体と協力、協働し、日本だけではなく、グローバルな視点でライフスタイル医学 (LM) を効果的に活用し、非感染性疾患（Non-Communicable Disease 以下 NCD）の予防、改善に貢献するものとする。

第 6 条：本学会は、次の事業を行う。

- ①学術総会、研究会等の開催
- ②研究及び調査の実施
- ③研究の奨励及び研究業績の表彰
- ④ニュースレター（メール）の発行、学術図書、学会誌等の発行
- ⑤姉妹団体が実施している認定試験・学習教材の紹介、学習・資格取得支援
- ⑥関連学術団体との連絡及び協力
- ⑦国際的な協力の推進
- ⑧ライフスタイル医学の進歩、普及、及び医療への啓蒙活動
- ⑨その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

第 7 条：本学会は、非営利学術団体であって、政治、宗教や特定のイデオロギーに関わる活動は行わない。

第 8 条：会員は人種、国籍、性別、個人の志向、年齢などによって差別をうけない。また活動の言語は、主に日本語と英語を中心とするが、状況に応じて他言語を使用することもできる。

第 3 章 組織および運営

第 9 条：本学会は次の会員区分よりなる。また年会費は理事会によって決定される。

① 医師会員

医学教育を受け、法律で定められている医師免許がある者とする。また日本以外で医師として活動する者は、医療専門委員会またはその国で承認されている認証機関によって承認されている必要がある。医師教育が日本以外の国で行われ、教育要件の同等性が十分に検証できない場合は、医師会員になる資格はない。医師会員は投票権を有し、理事、専門委員に就任でき、事務所を構えることができる。

② 博士会員

博士会員は、臨床または学術博士号を取得し、ライフスタイル医学に関連した実践、教育および/または研究に従事していなければならない。博士号は、PhD、PharmD、PsychD、DPT を含む。または理事会によってケースバイケースで承認されたその他の臨床的に適切な博士号が含まれる。医師で博士の場合は、法律で定められている有効な医師免許を保有するものとする。日本以外の国で博士を取得した場合は、その国の認定機関によって承認された機関からのものでなければならない。博士教育が日本以外の国で行われ、教育要件の同等性が十分に検証できない場合は、博士会員になる資格はない。博士会員は投票権を有し、理事、専門委員に就任できるが、事務所を構えることはできない。

③ ヘルスケア・エグゼクティブ会員

ヘルスケア・エグゼクティブ会員は、修士レベル以上の学位（MBA など）を保持し、ヘルスケアシステム、独立病院等の領域のエグゼクティブとして最低 5 年間の経験を持つものとする。またはその他の医療関連団体、医療コンサルタント、医療政策などに携わる者を含む場合がある。ヘルスケア・エ

グゼクティブ会員は、病気を予防し、治療するための治療的介入として使用された場合のライフスタイルの有効性を理解し、ヘルスケア産業および社会全般でその活動を前進させることを約束する個人であることが期待される。ヘルスケア・エグゼクティブ会員は投票権を有するが、理事を務めることはできない。但し、専門委員のメンバーとして選出されることがある。

④ 歯科医会員

歯科医学教育を受け、法律で定められている歯科医師免許がある者とする。また日本以外で歯科医として活動する者は、医療専門委員会またはその国で承認されている認証機関によって承認されている必要がある。歯科医師教育が日本以外の国で行われ、教育要件の同等性が十分に検証できない場合は、歯科医師会員になる資格はない。歯科医師会員は投票権を持たない。また理事を務めることはできない。但し、専門委員のメンバーとして選出されることがある。

⑤ プロフェッショナル会員

プロフェッショナル会員は、ライフスタイル医学実践チームの一員、もしくは一員になることに興味を持っている人を指す。プロフェッショナル会員は、認定されたヘルスケア専門家で、法律で定めた教育を修了し、全国的に認められた学士号、修士号、または非臨床博士号を取得した者。学位は、日本の認定機関によって承認された機関からのものでなければならない。プロフェッショナル会員は栄養士、看護師、ナースプラクティショナー、フィジシャン・アシスタント、運動生理学者、理学療法士、運動療法士、行動心理学者、作業療法士、倫理学者などを含む専門チームメンバー。プロフェッショナル会員は投票権も役職も持たないが、JSLM の活動を支援するよう奨励され、理事、専門委員によって割り当てられた委員会やその他の計画および実施に関与することができる。

⑥ アフィリエイト会員

アフィリエイト会員は、メディカル・アシスタント、患者支持者グループ、ヘルスコーチ、患者教育指導者、PR、マーケティング、獣医、その他のライフスタイル医学の活動、趣旨に賛同し、参加を希望す

る関係者が含まれる。アフィリエイト会員は投票権も役職も持たないが、JSLM の活動を支援するよう奨励され、理事、専門委員によって割り当てられた委員会やその他の計画および実施に関与することができる。

⑦シニア会員

シニア会員はヘルスケアの分野の主たる業務からすでに退職している者を指す。投票権も役職も持たない。医師または博士課程の退職者は後任育成やその他の必要なプロジェクト遂行のために理事会の委員を務めることができる。

⑧学生・トレイニー会員

学生・トレイニー会員は、日本の認定機関によって承認された教育機関から、全国的に認められたヘルスケアに関わる学位（含 医学、レジデント）を取得するための教育プログラムに参加している者を指す。またライフスタイル医学に興味を持ち、他の分類の会員資格を得られない人も含める。学生・トレイニー会員は投票権も役職も持たないが、学生トレイニー執行委員会での投票および職位を保持することができる。学生・トレイニー会員は他の組織と共同で提供されることがある。

⑨企業・団体会員

企業会員は、上場企業、もしくは中小企業の場合は、商工会議所に所属し、理事会の審査を経て決定される。企業会員は、少なくとも担当者が企業会員とは別に個人会員である必要がある。また、団体会員は、理事会の審査を経て決定される。企業・団体会員は、JSLM の趣旨を理解し、会則第 2 章に定める目的および事業を援助する。企業・団体会員は別途設けられた会議で、JSLM の運営へ助言することができる。

⑩名誉会員・国際名誉会員

ライフスタイル医学の発展に関して功績が特に顕著な者で、理事会の決議を持って推薦された者。名誉会員の称号は終身とする。名誉会員は会員総会に出席し意見を述べるができる。

⑪功労会員

ライフスタイル医学の発展に多年功労のあった者または学識経験者で、理事会もしくは会員総会の決議を持って推薦された者。功労会員の称号は終身とする。功労会員は会員総会に出席し意見を述べるができる。

第 10 条：会員の入会は、所定の入会申込書に、当該年の会費を添え、理事会へ提出、理事会の承認を得なければならない。また、会員区分の変更は、理事会の議を経て行うことができる。ただし、名誉会員及び功労会員に推薦された者は、入会手続きを要せず、本人の承諾を書面をもって確認、会員となる。

第 11 条：会費は理事会の決議をもって、別に定める。既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。名誉会員・功労会員は、会費を納めることを要しない。

第 12 条：理事会の承認により、事務局長 1 名、および嘱託事務員を置くことができるが、経費が嵩まない、効率的な方法を模索することが奨励される。

第 13 条：理事、専門委員は多職種が連携するチーム医療の各専門家から構成されることが望ましく、また、ひとつの組織から 1 / 3 以上の役員が選出されないこととする。

第 14 条：各業務は 3 名以上で担当（主担当／副担当／補佐）する。また事務局は運営に必要な事務局機能のチームであり、経費のかかる事務室は当面置かない。

第 4 章 会員資格および権利・義務

第 15 条：会員は、本学会の開催する大会（学術総会）および機関誌、ニュースレター等において研究発表することができる。

第 16 条：会員は、会費の納入により各種研究会や、情報の配布、ライフスタイル医学(LM)認定試験受験援助などの会員権利を受ける。

第 17 条：本学会の名誉を著しく傷つけるなど倫理綱領に背く行為のあったものは、倫理委員会の発議により理事会の承認を経て除名される。

第 18 条：会員資格は、死亡、退会、除名、会費滞納によって消失する。

第5章 会費および会計

第19条：本学会の運営費は、会員年会費と学術総会参加費、寄付金をその元とする。また、ライフスタイル医学（LM）の日本での推進活動に貢献し、公正で適切な手法によってファンドレイジングされた資金で、理事会が承認したものを含む（クラウドファンディング等）。

第20条：会員は、年会費を納入する。

第21条：会員が学術総会等に参加する場合は、所定の参加費を納入する。

第22条：本学会の会計、決算は、会員総会の承認を受けなければいけない。

第23条：本学会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条：年会費は、会費の支払いが確認された日の翌月1日から開始する。

第6章 会則の変更

第25条：会則の変更は、会員3名以上の賛成を経て提出された動議に基づき、理事会もしくは会員総会で審議の結果、出席理事もしくは会員の2/3以上の賛成を得なければいけない。

第26条：この会則の施行についての細則は、理事会の決議を経て、別に定めることができる。

第7章 総会

第27条：総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年度1回開催する他、理事長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第28条：総会は理事会の決議に基づき、理事長が召集する。

第29条：議決権を有する会員（医師会員、博士会員、ヘルスケア・エグゼクティブ会員）は、理事長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の召集を請求することができる。

第 30 条：総会の議長は、理事長がこれに当たる。総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

第 31 条：総会の決議は、決議権を有する会員の 3 分の 1 を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数を持って行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第 32 条：議長及び出席した理事のうち総会で議事録署名人に選任された 2 名の理事は、議事録に署名する。

第 8 章 役員

第 33 条：理事は庶務、会計および各種の事業を分担する。理事は理事会を構成し、法令及び会則で定めるところにより、職務を執行する。理事の人数は会員数の増減により変更できるが、会員総数の 2 割を超えない。理事は、決議権のある会員の中から総会の決議によって選任する。但し、決議権のある会員が 60 名に満たない場合は、発起人・理事長が理事を選任する。理事は理事長の職務を補佐する。

第 34 条：理事長 1 名 理事長は本学会を代表する。理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。理事長は、法令及びこの会則で定めるところにより、この学会を代表し、その業務を執行する。

第 35 条：副理事長 1 名 理事長は理事の中より副理事を指名する。副理事長は理事長を補佐し、この学会の業務を分担執行する。また理事長の職務執行に支障のある場合はその責務を代行する。

第 36 条：監事 2 名 監事は理事と独立した役員として会員より選出され、会計を監査する。監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。監事は

理事会の推薦を受け、総会において選任する。但し、決議権のある会員が 60 名に満たない場合は、発起人・理事長が監事を選任する。監事は、いつでも、理事会に対して、事業の報告を求め、この学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 37 条：専門委員 数名 理事長は専門委員を選任できる。専門委員は会員より選出され、専門業務を担当する。

第 38 条：各理事について、当該理事及びその配偶者や 3 親等内の親族、その他特別な関係がある者である理事の合計数が、総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

第 39 条：理事の任期は、議決権を有する会員数が 60 名を超えた以降は、4 年以内とする。但し会員理事の再任は、これを妨げない。理事の定員に欠くに至った場合は、任期の満了、または辞任により退任した後も、あらたに選任された者が就任するまで、なお理事としての職務を行う権利義務を有する。

第 40 条：監事の任期は、議決権を有する会員数が 60 名を超えた以降は、4 年以内とする。但し監事の再任は、これを妨げない。監事の定員に欠くに至った場合は、任期の満了、または辞任により退任した後も、あらたに選任された者が就任するまで、なお監事としての職務を行う権利義務を有する。

第 41 条：役員は総会の決議によって解任することができる。

第 42 条：理事及び幹事は無報酬とする。ただし常勤の理事、外部から招聘する監事については、会費総収入の 5%に相当する総額を上限に、総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って支払うことができる。

第 43 条：理事・幹事は、別に定めた利益相反に関する書類の提出、保管を義務付けられる。

第9章 理事会

第 44 条：理事会は次の職務を行う。

1. この学会の業務執行の決定
2. 総会の招集に関する事項の決議
3. 事業計画及び収支予算の決議
4. 理事の職務の執行の監督
5. 理事長および副理事長の選任及び解任
6. 監事の推薦
7. 会員の資格停止に関する事項の決議
8. その他、この学会の組織及び運営に関する重要事項

第 45 条：定例理事会は、年 1 回以上開催する。また、理事長が必要と認めたときは臨時理事会を開催することができる。また、理事長以外の理事より、会議の目的たる事項を記載した書面により、開催の請求があった時、また監事から召集の請求があった時にも開催する。

第 46 条：理事会は、理事長が招集する。また、理事長がなんらかの事由により欠けた時は、各理事が理事会を招集する。

第 47 条：理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の、過半数が出席し、その過半数を持って行う。決議には、議長は加わることは原則できない。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 48 条：理事会については、議事録を作成する。出席した理事長、及び監事は、議事録を承認したことを記録する必要がある。

第 49 条：理事会は、本学会を円滑に遂行するため、理事会の下に委員会を設けることができる。

第 10 章 学術集会

第 50 条：この学会は、会員の研究発表、また新しい知識を得る等のため、講演会、学術集会、研究会等を開催できる。

第 51 条：年次講演会等を主催するために、会長 1 名、事務長を 1 名置くことができる。任期は指定された講演会等が終了し、収支報告、レポートのまとめが終わるまでとする。

第 52 条：やむを得ぬ事由で会長が欠けた場合は、事務長がその職務を代行する。会長、事務長は、必要に応じて、理事会に出席し、準備状況等を報告しなければならない。会長、事務長は、その他、必要に応じて関係委員会に出席し、意見を述べることができる。

第 11 章 会計

第 53 条：事業年度は第 23 条に定める（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）。

第 54 条：本学会の計画書及び決算については、毎年度終了後、理事長が次の書類を作成しなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書

第 55 条：上記書類は、監査を受けなければいけない。また、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第 56 条：上記書類は 5 年間保管しなければならない。また、会則、会員名簿も同様に 5 年間保管しなければならない。

第 12 章 解散

第 57 条：この学会は総会の決議その他の定められた事由により解散する。

第 58 条：この学会は、余剰金の分配を行うことができない。この学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、地方公共団体等に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

第 59 条：この学会の公告は、電子広告により行う。

会費に関する規則

第 1 条：本学会の会費は、年額 10,000 円（医師会員、博士会員、ヘルスケア・エグゼクティブ会員、歯科医会員、プロフェッショナル会員、アフィリエイト会員）、5,000 円（シニア会員）、3,000 円（学生・トレニー会員）とする。また、企業・団体会員は年額 50,000 円とする。

<附則>

1. この会則は、議決権を有する会員が 60 名以上になった時点で有効とする。それまでは、この会則に移行する準備期間として、会則に沿って運営する。
2. この学会の最初の理事長（代表）は神原憲治とする。

(2018.9.18 改正)

(2019.1.05 改正)

(2019.2.17 改正)

(2020.3.02 改正)

(2020.3.06 改正)

(2020.10.31 改正)

(2021.2.27 改正)

(2023.11.11 改正)

(2023.12.07 改正)

(2024.04.17 改正)